

報告第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 8 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり定める。

令和7年11月7日 専決

浜田市長 三浦大紀

損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 191,000円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |

報告第 26 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 8 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり定める。

令和7年11月25日 専決

浜田市長 三浦大紀

損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|--------|
| 1 | 損害賠償の額 | 6,930円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |